

議事の経過

(開会 午後 1時30分)

水野議会事務局
書記

ご起立をお願いいたします。一同、礼。
ご着席ください。

加藤議長

平成30年第1回尾三衛生組合議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、公私ともご多忙のところご参集賜りまして、ありがとうございます。

本定例会に提案されております案件は、管理者提出議案5件であります。

議員の皆様には、慎重なご審議を賜り、議事運営に格別のご協力をお願い申し上げ、開会のあいさつとさせていただきます。

管理者招集あいさつ、萩野管理者。

萩野管理者

平成30年第1回尾三衛生組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、お忙しい中ご参集賜り、誠にありがとうございます。

さて、本日の定例会に上程いたします議案は、尾三衛生組合個人情報保護条例の制定について、を始め5議案でございます。

どうか慎重にご審議を賜り、ご賛同頂きますようお願いを申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

よろしく申し上げます。

加藤議長

ありがとうございました。

ただ今の出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、平成30年第1回尾三衛生組合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付した日程表のとおりです。

これより、本日の日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指

名を行います。会議録署名議員には、会議規則第61条の規定に基づき、7番福安金之助議員、8番小嶋立夫議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日としたいが、これにご異議ございませんか。

〇〇議員

異議なしの発言あり

加藤議長

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を議題とします。

監査委員から、例月出納検査につきまして、平成29年11月分、12月分、平成30年1月分及び2月分の、一般会計、基金等の関係諸帳簿は、出納取扱い金融機関提出の、預金現在高証書と符合しており、正確であると報告がありました。

次に、議会運営委員長より議会運営委員会の報告をして頂きます。

白井えり子議会運営委員長。

白井議会運営委員長

議長よりご指名がありましたので、3月19日午後2時より開催した、議会運営委員会の協議結果につきまして、ご報告申し上げます。

一般質問の取扱いにつきまして、確認をしました。質問時間は、同一議員につき15分以内とすることとし、関連質問は行わないものとなりました。

付議された議案につきましては、管理者提出議案として、「尾三衛生組合個人情報保護条例の制定について」、「尾三衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」、「尾三衛生組合情報公開条例の全部改正について」、「尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」及び、「平成30年度尾三衛生組合一般会計予算」の5件でございます。

議案につきましては、会議規則第35条の規定により一括議題とし、提案説明、補足説明を一括して行い、質疑、討論、採決は1議案ずつ行うこととし、採決は、起立により行うこととしました。

議案質疑の取扱いにつきまして、確認をしました。

質疑回数は、2回を超えることができないこととし、関連質疑は行わないものとなりました。

議会運営委員会における議会閉会中の継続調査事件につきまして

は、お手元に配付させて頂いた「閉会中の継続調査申出書」を議長に提出することに決定しました。

事務局主催の議会説明会につきまして、今後は、当初予算、決算だけでなく、定例会に上程された全議案について説明して頂くよう、議長から事務局に要望して頂くこととしました。

また、平成30年度の議員研修につきまして、協議をしました。

本定例会後に全員協議会を開催し、協議すること。

議案につきましては、議会運営委員長が提出者となり、議員提出議案として、10月5日の第2回組合議会定例会に、提案することとしました。

以上で、議会運営委員会の協議結果報告とさせていただきます。

加藤議長

ありがとうございました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、一般質問を行います。質問時間は、議会申し合わせ事項により、15分以内とします。

通告により発言を許します。12番 門原武志議員。

門原議員

はい、議長。

通告に従い一般質問を行います。東郷町老人憩いの家についてであります。ご存じのとおり、尾三衛生組合の敷地内には東郷町老人憩いの家があります。この施設は耐震性がないとされ、耐震工事が約4,000万円かかる。更に老朽化対応のための修繕費も合わせれば更にかかることとされ、そのことから東郷町は老人憩いの家は廃止する方針を発表しました。この方針を知った東郷町老人クラブ連合会が施設の存続を求める内容の陳情書を町当局や議会に提出しましたがその願いもかなわず、先の東郷町議会本会議で施設廃止のために町長が提出した東郷町老人福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例が可決されました。

さて、これまで東郷町の説明によれば、老人憩いの家だった建物は取り壊し、建物があつた土地は土地所有者の尾三衛生組合に返すとのことでした。

ここでお尋ねします。組合の方から老人憩いの家の土地を返すように求めたことはありますか。

近藤事務局長

議長。

加藤議長

答弁、近藤事務局長。

近藤事務局長

先ほどの東郷町老人憩の家について、組合から東郷町に跡地を返すよう求めたことはございません。

以上です。

門原議員

議長。

加藤議長

門原議員。

門原議員

はい、確認させて頂きました。ありがとうございます。

続いて質問します。これまで尾三衛生組合が東郷町の施設のために土地を無償貸与してきたこと背景には、尾三衛生東郷美化センター建設のために協力された地元住民を含め、東郷町住民への配慮があったことと思います。もし東郷町が老人憩の家が建っていた土地を引き続き東郷町のために使いたいと申し入れた場合は、組合は話し合いに応じますか。

近藤事務局長

はい、議長。

加藤議長

答弁、近藤事務局長。

近藤事務局長

東郷町老人憩の家は、焼却施設の建設に伴う地元対策として、東郷町が建設し、これまで使用していた土地ですので、話し合いには応じることとなると思います。

以上でございます。

門原議員

はい、議長。

加藤議長

門原議員。

門原議員

もしもその時にはお願いしたいと思います。

それですね、広い意味での地元住民ということでは日進、みよしの方にも喜んでもらえることを考えてもいいかもしれない。と、いうふうなことがあるかもしれません。組合として地元への貢献策として土地の有効活用を検討することについての考えをお示してください。

近藤事務局長

はい。

加藤議長

答弁、近藤事務局長。

近藤事務局長

先ほど申し上げたとおり、老人憩の家は地元対策としての施設でありましたが、その後の土地の活用については、現在、白紙でございます。

以上です。

門原議員

議長。

加藤議長

はい、門原議員。

門原議員

重ねてお尋ねします。

組合の本来の業務は一般廃棄物の処理です。組合の土地は本来業務のために使うというのが原則だと思いますが、当面は地元住民のために活用してきた土地だったという経緯を踏まえ、組合の本来業務のために使うということは控えるべきだというふうに思いますけれども、組合の考えをお示してください。

近藤事務局長

議長。

加藤議長

答弁、近藤事務局長。

近藤事務局長

現段階においては、特段、今申し上げるような考えはございません。

以上です。

門原議員

議長。

加藤議長

はい、門原議員。

門原議員

これはですね、組合だけでは決められませんし、また、組合というのは構成市町からなっております。そういったことについて協議される場をいつか持たれるとか、そういった考えについてお示し頂きたいと思います。

近藤事務局長

はい。

加藤議長

答弁、近藤事務局長。

近藤事務局長

将来的において、組合施設の建替え等をする場合にその土地の利用についてお諮りすることがあるかもしれませんが、現段階では、先ほど申し上げたとおり、特段考えを示す時点ではございません。

門原議員

議長。

加藤議長

はい、門原議員。

門原議員

本来業務以外のことといえば、このフロアにも余熱を利用したお風呂などがあります。その余熱をですね、利用するとかですね、箱物に限らずいろいろな考えがあつていいかもしれません。是非ですね、三市町の枠組み、あるいは組合、協力して地元のためになるように検討して頂きますよう要望いたしまして、質問を終わります。

加藤議長

これにて、12番 門原武志議員の一般質問を終わります。
次に、1番白井えり子議員。

白井議員

はい、1番白井えり子です。議長のご指名がありましたので一般質問させていただきます。

尾三衛生組合第2期ごみ処理基本計画と構成市町の連携についてです。

ごみ処理、リサイクルについては今後の地球環境保持の中で、もっとも重要な施策となります。

本組合のごみ焼却施設は平成9年に稼働しており、21年近くがたつ中、老朽化から現在延命化がはかられています。

基本計画は第1期が平成24年度から15年の長期計画とし、概ね5年ごとに見直す中で、次は平成33年度迄に見直す予定ですすめられています。

計画に記載されている中で環境への負荷の抑制とごみ処理にかかる経費削減のための最終処分量の削減については目標を達成出来ていません。平成28年1月に環境省の廃棄物処理法の基本方針が示され新たな目標を検討とあります。

そして搬入される不燃ごみの分別の徹底を構成市町と進めるとあります。

どのように連携して取り組みをすすめているのか現況、今後についてお聞きします。

近藤事務局長

議長。

加藤議長

答弁、近藤事務局長。

近藤事務局長

組合が中心となりまして、構成市町と協議をかさね、連携した共通の取り組みといたしましては、不燃ごみの分別・収集方法の変更であります。

この内容は、一つ目としまして、硬質プラスチックの可燃ごみへの移行、二つ目として、金属類と陶磁器・ガラス類の2種類に分別するよう変更したことでございます。構成市町の開始時期のズレはありましたが、平成30年4月から、全面的に構成市町で実施する予定でございます。

こうした取り組みによって、埋め立てごみの資源化が進むことにより、最終処分量は組合の目標年度であります平成38年度に対平成24年度比、30%の最終処分量の削減が可能となります。

今後については、中間処理施設の適正な運営管理の実施、最終処分量の削減、中間処理後の処分残渣の資源化の推進、災害廃棄物の受入れ体制の整備、市町との協力のもと、指導・啓発・情報発信の強化、基幹的設備改良事業の実施による施設延命化と地球温暖化防止に取り組んで参りたいと考えております。

以上です。

白井議員

議長。

加藤議長

はい、白井議員。

白井議員

既に取り組まれている構成市町との連携については、硬質プラスチックの可燃ごみの移行と、また今回の平成30年からの本格的金属類の分類とご説明がありましたが、硬質プラスチックの可燃ごみへ移行の現状についてはどのようなかお聞きかせください。

近藤事務局長

はい。

加藤議長

答弁、近藤事務局長。

近藤事務局長

可燃ごみへの移行の現状は、東郷町は平成29年4月から、日進市は平成29年11月から、先行して実施していますが、構成市町の全体的な移行は、来年度、平成30年4月からとなります。

現状は、徐々に、バケツ・洗面器・プラスチック製のおもちゃなどの硬質プラスチックが、可燃ごみに移行しているものと理解しています。

燃えないごみの移行がされる途上でありますので、今後とも、その状況を把握していきたいと考えております。

加藤議長

はい、白井議員。

白井議員

各市町でごみ処理の基本計画が三市町ともそれぞれ違います。そうした中で、これからも是非、三市町及び組合と密接に協議を進め、いろいろな対策の中でより削減に励んで頂きますよう要望して質問を終わります。

加藤議長

これにて、1番 白井えり子議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終了します。

日程第5、議案第1号から議案第5号までについて、を議題とします。

提案者の説明を求めます。

近藤事務局長。

近藤事務局長

それでは、議案第1号から議案第5号までについて、提案説明をさせていただきます。

議案第1号 尾三衛生組合個人情報保護条例の制定について、でございます。この案を提出するのは、個人情報の適正な取扱いを確保し、個人の権利利益を保護するため、制定する必要があるからでございます。

次に、議案第2号 尾三衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、でございます。この案を提出するのは、尾三衛生組合情報公開条例の全部改正及び尾三衛生組合個人情報保護条例の制定に伴い、実施機関の開示決定等に係る不作為に対する審査請求等について調査審議する審査会を設置する必要があるからでございます。

次に、議案第3号 尾三衛生組合情報公開条例の全部改正について、でございます。この案を提出するのは、尾三衛生組合個人情報保護条例及び尾三衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定に伴い、改正する必要があるからでございます。

次に、議案第4号 尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について、でございます。この案を提出するのは、一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じ、一般職の職員の給料月額等を改正する必要があるからでございます。

次に、議案第5号 平成30年度尾三衛生組合一般会計予算、でございます。平成30年度尾三衛生組合の一般会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ20億5,564万3千円と定めるものでございます。

以上で、管理者から提出させて頂きました、議案第1号から議案第5号までの提案説明を、終わらせて頂きます。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明いたします。

加藤議長

それでは補足説明を加藤総務課長にお願いします。

加藤総務課長。

加藤総務課長

はい。

議案第1号から議案第5号までについて、補足説明を説明させていただきます。

議案第1号 尾三衛生組合個人情報保護条例の制定について、でございます。主な制定内容は、第2条関係として、用語の定義

を規定すること。第3条関係として、個人情報の保有の制限等を規定すること。第4条関係として、個人情報の取得の方法を規定すること。第10条から第12条まで関係として、保有個人情報及び保有特定個人情報の利用及び提供の制限を規定すること。第16条関係として、自己を本人とする保有個人情報の開示請求権を規定すること。第18条関係として、保有個人情報の開示義務を規定すること。第29条関係として、自己を本人とする保有個人情報の訂正請求権を規定すること。第31条関係として、保有個人情報の訂正義務を規定すること。第43条関係として、開示決定等に係る不作為に対する審査請求について、審査会への諮問を規定すること。第45条関係として、条例の規定の適用除外等を規定すること。第50条から第53条まで関係として、罰則について規定すること、でございます。施行期日は、平成30年4月1日でございます。

次に、議案第2号 尾三衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、でございます。主な制定内容は、第3条関係として、用語の定義を規定すること。第8条関係として、審査会の調査権限について規定すること。第9条関係として、意見の陳述について規定すること。第14条関係として、諮問実施機関への意見等について規定すること。第16条関係として、罰則について規定すること、でございます。施行期日は、平成30年4月1日でございます。

次に、議案第3号 尾三衛生組合情報公開条例の全部改正について、でございます。主な改正内容は、改正前条例第18条から第21条まで関係として、自己情報の開示及び訂正に関する規定を削除すること。改正前条例第26条から第34条まで関係として、尾三衛生組合情報公開審査会に関する規定を削除すること、でございます。施行期日は、平成30年4月1日でございます。

次に、議案第4号 尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について、でございます。

第1条関係でございます。主な改正内容は、第19条第2項関係として、平成29年12月に支給する勤勉手当の支給割合を、一般職の職員は100分の95に、再任用職員は100分の45に改めること。別表第1及び別表第2関係として、給料表を改めること、でございます。次に、第2条関係でございます。主な改正内容は、第19条第2項関係として、6月及び12月の勤勉手

当の支給割合を、一般職の職員は100分の90に、再任用職員は100分の42.5に改めること、でございます。第1条関係の施行期日は公布の日で、平成29年4月1日から適用でございます。第2条関係の施行期日は、平成30年4月1日でございます。その他関連規定の整備として、尾三衛生組合職員の育児休業等に関する条例、及び尾三衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

次に、議案第5号 平成30年度尾三衛生組合一般会計予算、でございます。

予算書の1ページをご覧ください。

款1分担金及び負担金、項1分担金は、平成29年度に比べ約6千万円の減額でございます。一番大きな要因としては、平成27年度より行われている、ごみ焼却施設 基幹的設備 改良工事費が、平成29年度に比べ2億円ほど減少していることによるものでございます。款2使用料及び手数料、項1使用料は、ごみ搬入使用料で、日進市の商業施設が開業したことにより、平成29年度に比べ1千万円増額計上しております。款3国庫支出金、項1国庫補助金は、ごみ焼却施設 基幹的設備改良工事に係る補助金でございます。款4財産収入、項1財産運用収入は、財政調整基金、廃棄物処理施設緊急整備基金、ごみ焼却施設大規模修繕基金の定期預金運用利子及び、自動販売機3台分の行政財産貸付料でございます。款5繰入金、項1基金繰入金は、財政調整基金から2億2,355万7千円、これは平成28年度の決算剰余相当分でございます。また、ごみ焼却施設大規模修繕基金から1億3千万円、これはごみ焼却施設 基幹的設備 改良工事に充当するものでございます。款7諸収入、項2雑入の主なもの、スクラップ等売却料と再生品販売料でございます。款8組合債、項1組合債は、ごみ焼却施設 基幹的設備 改良工事に係る借入金でございます。

次に、2ページをご覧ください。歳出の説明をいたします。

款1議会費、項1議会費は、組合議員の報酬、議員研修旅費などでございます。款2総務費、項1総務管理費は、平成29年度と比較しますと、6千万円ほどの増額でございます。職員総数は24名で増減ありませんが、新規に1名を採用し、再任用職員が1名減の3名となります。なお、これとは別に、市町から3名の職員が派遣されております。新規事業といたしましては、不燃ごみの収集・処理方法などの変更に伴い、新たに施設見学用DVD

を作成いたします。また、焼却工場棟・煙突の外部塗裝修繕工事費を、8,600万円計上させて頂きました。項2監査委員費は、代表監査委員と議員選出監査委員の報酬です。款3衛生費、項1清掃費は、平成29年度と比較しますと、1億4,200万円ほどの減額でございます。主な要因は、ごみ焼却施設 基幹的設備 改良工事費が、2億円ほど減少していることによるものです。その他、陶磁器等処理委託料が727万円ほど増額しておりますが、これは、市町の分別収集の取り組みにより、資源化量が増加することに伴うものでございます。なお、施設管理運転業務委託は、本年1月22日に実施した指名競争入札により、神奈川県横浜市の重環オペレーション株式会社が落札いたしました。契約金額は、消費税込みの3年総額で、5億9,292万円でございます。また、焼却施設及びリサイクルプラザの補修工事は計画的に行っておりますが、平成29年度より約6,300万円の増額となっております。焼却残渣等処分委託については、焼却残渣は6千トン、不燃残渣は300トンほどを予定しています。焼却灰は、愛知臨海環境整備センター、通称アセック及び豊田加茂環境整備公社へ搬出し、埋立ていたします。また、粗大施設から発生する不燃残渣は、三重県にあります三重中央開発株式会社へ搬出し、埋立ていたします。また、焼却灰の一部は、セメント原料化として、福岡県北九州市の三菱マテリアル株式会社、三重県いなべ市の太平洋セメント株式会社、兵庫県赤穂市にある住友大阪セメント株式会社へ搬出いたします。款4公債費、項1公債費は、ごみ焼却施設 基幹的設備 改良工事に係る、平成27年度から平成29年度までに借り入れた起債の償還金でございます。款5予備費は、例年どおり600万円を、計上させて頂いております。以上、歳入歳出予算の総額は、それぞれ20億5,564万3千円でございます。

以上で、議案第1号から議案第5号までの、補足説明とさせて頂きます。

加藤議長

はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明のありました5議案について、順次、審査に入っていきます。

議案第1号については、事前に質疑の通告がありませんでしたので、これより討論、採決に入ります。

議案第1号 尾三衛生組合個人情報保護条例の制定について、
反対討論を許します。

次に、賛成討論を許します。

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。

議案第1号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 尾三衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてに入ります。

議案第2号については、事前に質疑の通告がありませんでしたので、これより討論、採決に入ります。

議案第2号 尾三衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、反対討論を許します。

次に、賛成討論を許します。

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。

議案第2号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 尾三衛生組合情報公開条例の全部改正について、に入ります。

議案第3号については、事前に質疑の通告がありませんでしたので、これより討論、採決に入ります。

議案第3号 尾三衛生組合情報公開条例の全部改正について、反対討論を許します。

次に、賛成討論を許します。

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。

議案第3号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員であります。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について、に入ります。

議案第4号については、事前に質疑の通告がありませんでしたので、これより討論、採決に入ります。

議案第4号 尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について、反対討論を許します。

次に、賛成討論を許します。

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。

議案第4号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員であります。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 平成30年度尾三衛生組合一般会計予算、に入ります。

これより質疑に入ります。

質疑の回数は、会議規則第45条の規定により2回までとします。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

1番白井えり子議員。

白井議員

それでは、議案第5号平成30年度一般会計について4点お聞きします。

まず1点目ですが、3ページの地方債の歳入の関係です。

ごみ焼却施設基幹的設備改良事業限度額ではありますが、前年度比2億9,400万円から3億8,900万円と9,500万円の増額となっております。この増額理由、先ほどの提案理由の中で借り入れの額だということでご説明はありましたけれども、ではこの額を借り入れることになった積算の理由等についてもう少し詳しく教えて頂ければ、お願いいたします。

そして2点目ですが、歳入の1款です。分担金及び負担金が各市町共に減額となり、前年度比、合計額が約6,000万円の減額となっております。この理由は为什么呢。どの三市町共人口は増えている中で平成30年度このような減額になった理由をお聞かせください。

3点目です。歳出の2款1項3節です。

職員手当の地域手当が、1名職員の増員もありますが、65万3,000円の増額となっております。支給率はこの地域手当が8.5%ですが、構成市町は職員の地域手当はそれぞれの市町で%が違っています。この組合で決める場合はどのようなところで合わせていくのでしょうか。

また、この尾三衛生組合の職員の地域手当はどのように調整、決定され、この8.5%になっているのかご説明をお願いします。

4点目です。3款1項13節の委託料です。

陶磁器等処理委託料、777万6,000円は前年度比727万3,000円の増額となります。今年度からももちろんこの三市町の取組が正式にスタートということだと思いますが、内容について、もう少し詳しくご説明願います。

加藤総務課長

議長。

加藤議長

加藤総務課長

加藤総務課長

私からは、1点目から3点目まで、お答えいたします。

1点目の、地方債の9,500万円の増額の理由について、でございます。

平成27年度に、旧施設解体工事の完了に伴い、廃棄物処理施設整備及び旧施設解体事業基金の残額約2億円を、ごみ焼却施設大規模修繕基金に組替えいたしました。

これを、平成29年度の、ごみ焼却施設基幹的設備改良工事費に繰り入れたため、平成29年度の起債が、減少することとなりました。

当初の借入計画では、平成29年度の起債は、平成30年度の起債より多かったものが、2億円を繰り入れたことにより、平成30年度の起債が、平成29年度と比較すると、9,500千円の増額となったものでございます。

次に、2点目、分担金約6千万減額、3市町ともに減額している理由について、でございます。

一番大きな要因は、平成27年度より行われている、ごみ焼却施設基幹的設備改良工事費が、平成29年度と比べ2億円ほど少なくなっていることによるものでございます。

その他、歳出では、総務費、焼却施設補修工事費、リサイクルプラザ補修工事費、公債費などが増加しておりますが、歳入では、使用料などが増額しており、トータルで分担金の減額になったものでございます。

なお、構成市町の減額につきましては、人口割と処理量割の分担割合により、減額となっております。

次に、3点目、職員の地域手当について、でございます。

本組合の地域手当につきましては、管内にあります愛知中部水道企業団、尾三消防組合、日東衛生組合と当組合の、4組合の話し合いにより、地域手当の支給率を定め、議会で議決して頂いております。

支給率につきましては、構成市町の動向を注視しながら、広域的に支給率を定めている愛知県の基準を、参考にしております。

以上でございます。

加納施設課長

議長。

加藤議長

はい、加納施設課長。

加納施設課長

私からは、4点目の、陶磁器等処理委託料の増額の理由について、お答えいたします。

平成30年度から、金属類ごみと、陶磁器・ガラスごみに分別して、収集されることが、本格運用されます。

この本格運用により、本組合に搬入されます、陶磁器・ガラスごみは、中間処理を行わずに、直接処理業者へ搬出し、路盤材等として再資源化されます。

市町の分別収集の取り組みにより、資源化する量が増加しますので、陶磁器等処理委託料は、平成29年度当初予算と比較すると、727万3千円の増額となっております。

白井議員

議長。

加藤議長

白井議員。

白井議員

4点目につきまして、お願いします。

4点目の陶磁器等の処理委託ですけれども、具体的に何トンぐらいを平成30年度は見込んでいるのでしょうか。

また、陶磁器等の搬入等の仕方について構成市町は全て同様の方法なのか、また違うのか、その点についてご説明をお願いします。

加納施設課長

議長。

加藤議長

はい、加納施設課長。

加納施設課長

それでは1点目の陶磁器等処理委託料の処理量、搬入量であります。陶磁器・ガラスの処理量は、分別収集が本格的に変更になる初年度であり、住民への周知徹底に期間を要するので、「第2期ごみ処理基本計画」に決めました、平成30年度陶磁器類資源化量の目標値の約6割、400トンを見込んでおります。

それから2点目の構成市町のこちらへの搬入、取り組みであります。構成市町の陶磁器、ガラスごみにつきましては、日進市はごみ集積所に陶磁器、ガラスの回収かごを置きまして計画収集車が直接処理業者へ搬出します。みよし市、東郷町は計画収集車が本組合に搬入するとお聞きしております。

以上、答弁とさせていただきます。

加藤議長

これにて、1番 白井えり子議員の議案質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

これより討論、採決に入ります。

議案第5号 平成30年度尾三衛生組合一般会計予算、反対討論を許します。

次に、賛成討論を許します。

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。

議案第5号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議会運営委員会における議会閉会中の継続調査事件について、を議題とします。

議会運営委員長から、閉会中における委員会所管事項の継続調査の申し出がありましたので、議席に配布しました。

お諮りします。委員長の申し出のとおり決して、ご異議ございませんか。

〇〇議員

(異議なし発言あり)

ご異議なしと認め、委員長の申し出のとおり閉会中も継続調査することに決しました。

以上で、本会議に付議されました案件の審議は終了しました。
ここでお諮りします。

本会議において議決されました事項については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〇〇議員

(異議なしの発言あり)

ご異議なしと認め、議長に委任することに決しました。
管理者閉会あいさつ 萩野管理者。

萩野管理者

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただ今は、本日提案させて頂きました5議案につきまして、適切にご審議を賜り、いずれも原案どおり議決を頂き、誠にありがとうございました。

来年度の予算執行に当たりましては、計画的かつ効率的な執行に努めてまいりたいと考えております。

なお、管理者として2年間務めさせて頂きましたが、平成30年度からは、みよし市長さんをお願いすることとなります。

これまでと変わりなく、本組合に対しましてご支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

また、年度末となり新年度もすぐに始まる、大変お忙しい時期かと思えます。

議員の皆様には、くれぐれもご自愛いただき、なお一層ご活躍されますことを、ご折念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

加藤議長

私からも、本定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、慎重審議を賜り、議会進行につきましても皆様のご協力を賜り重ねて御礼申し上げます。

今後とも皆様方のご協力をお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

本日はありがとうございました。

これをもちまして、平成30年第1回尾三衛生組合議会定例会

を閉会いたします。

水野議会事務局
書記

ご起立を、お願いいたします。
一同、礼。ご着席ください。

(閉会 午後 2時17分)

会議の経過を記載して、相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成30年4月17日

議長

加藤 達雄

署名議員

福安 金之助

署名議員

小嶋 立夫

